

○法務省告示第六号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年厚生労働省令第三号）別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

法務大臣 金田 勝年

厚生労働大臣 塩崎 恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業	試験	試験実施者
空港グランドハン ドリング	航空機地上支援作 業	空港グランドハン ドリング技能実習	ANA成田エアポートサービス株 式会社

航空貨物取扱作業	客室清掃作業	評価試験	
空港グランドハン	ドリング技能実習	評価試験	
鴻池運輸株式会社			

2 規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種		作業	
空港グランドハンドリング		航空機地上支援作業	
		航空貨物取扱作業	
		客室清掃作業	

附 則

この告示は、平成二十九年十一月一日から適用する。